

## 第 7 6 号議案

### 中野区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

#### (提案理由)

公営住宅法の改正に伴い、認知症患者等の使用者の収入に関する報告について定めるほか規定を整備するとともに、子育て世帯に対する支援の拡大を図るため特に居住の安定を図る必要がある使用者の範囲を改めるほか、指定管理者の指定の手続について定める必要がある。

## 中野区営住宅条例の一部を改正する条例

中野区営住宅条例（平成４年中野区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第５項第４号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者」に改める。

第１１条第２項中「場合」の次に「（同条ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第１８条第１項中「第１１条」を「第１２条」に改める。

第１８条の２第１項中「第１０条」を「第１１条」に改める。

第２３条に次のただし書を加える。

ただし、使用者が省令第８条各号に掲げる者に該当する場合において、収入に関する報告をすること及び法第３４条の規定による収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。

第２４条第１項中「前条の報告その他の資料に基づき」を「前条本文の報告に基づき（同条ただし書に規定する場合にあっては、省令第９条に規定する方法により）」に改める。

第２６条第１項中「第２９条第３項」を「第２９条第４項」に改める。

第２８条の３中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「令第１１条」を「令第１２条」に改める。

第２９条第１項ただし書中「第３１条」を「第３１条第１項」に、「同条」を「同項」に改める。

第３１条に次の１項を加える。

２ 区長は、前項の規定により指定管理者に区営住宅等の管理を行わ

せようとするときは、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年中野区条例第2号）第3条及び第4条の規定にかかわらず、公募によらずに当該指定管理者の候補者を選定することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6条第5項第4号、第11条第2項、第23条ただし書及び第24条第1項の規定は、平成30年4月以後の月分の使用料について適用し、同年3月以前の月分の使用料については、なお従前の例による。